

保育士（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、保育士（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

1 勤務条件等

募集職種	保育士
職務内容	保育業務
募集人数	① 1名 ② 1名
勤務場所	本庄市立いずみ保育所（所在地：本庄市小島5丁目5番45号）又は本庄市立久美塚保育所（所在地：本庄市児玉町児玉2351番地1）
受験資格	必要な免許・資格等：保育士資格 なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	午前7時から午後7時までの間で7時間45分（休憩60分） 月曜日から土曜日までの間で5日勤務（日・祝日・年末年始を除く所属長が指定する日に勤務） 所定労働時間を超える労働 有
任用期間	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ② 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで ※採用日により、任用開始日が令和6年4月1日以降となる場合があります。
給与	○初任給 大学卒 月額 199,800円～ 短大卒 月額 186,100円～ 高校卒 月額 175,000円～ ※本庄市役所での職歴に応じ、初任給月額が加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月21日です。（毎月末日締切。口座振替の方法による。） ○手当 支給要件に該当する場合は、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引等 ※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。
加入保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入要件に該当する場合があります。

2 申込手続等

受付期間	令和6年2月27日（火）から採用者が決まるまで（土・日・祝日を除く。）
申込方法	<p>本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）に必要事項を記入及び写真を貼付の上、保育士証の写しを添付し、以下のとおり提出してください。</p> <p>○持参の場合 保育課（市役所2階）、市立いずみ保育所、市立久美塚保育所のいずれかへ持参してください。 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>○郵送の場合 送付先：〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市役所保育課 特定記録郵便等の配達記録が残るものをお勧めします。 ※提出した書類は一切返却しません。 ※申込書は、保育課、市立いずみ保育所、市立久美塚保育所で配布又は市ホームページからダウンロードできます。</p>
選考期間	令和6年2月27日（火）から採用者が決まるまで（土・日・祝日を除く。）
選考方法	面接（面接日時は、後日お知らせします。）
結果通知発送日	面接終了後10日以内（土・日・祝日を除く。）
その他	<p>○応募の秘密については厳守します。</p> <p>○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出した書類に虚偽があった場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合 ・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合 ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合 ・その他、任命権者が不相当と認めた場合 <p>○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。</p> <p>○任用から1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和7年3月31日です。</p> <p>※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。</p>

3 問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

本庄市立いずみ保育所

電話：0495-22-4891

本庄市立久美塚保育所

電話：0495-72-4386

○会計年度任用職員制度に関すること（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係

電話：0495-25-1160